第十三条中第十号の三を第十号の五とし、第十号の二を第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十三条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十五号を第十八号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十四　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十九条第九号中ハをホとし、ロをハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第十九条第九号イの次に次のように加える。

ロ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、「又は殺処分を行う」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第九条の二第一項の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

第二十七条第一号中「同条第十号ヌからワまで」を「同条第十号ルからカまで」に改める。

第三十条第六号イ中「第二十五条第十号リからヲまで」を「第二十五条第十号ルからカまで」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第四条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三十一号を第三十三号とし、第二十六号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　外来生物法第二十四条の二第一項及び第二項に基づく輸入品等の検査及び集取並びに消毒及び廃棄に関すること。

第八条第二十四号中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　特定外来生物の放出等に係る許可に関すること。

附　則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。

告　示

○宮内庁告示第六号

故宜仁親王の喪儀を行わせられる期日、場所及び墓所は、次のように定められた。

期日　平成二十六年六月十七日

場所　豊島岡墓地

墓所　豊島岡墓地

平成二十六年六月十一日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第二百八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十六年度日米共同方面隊指揮所演習（米国）参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年六月十二日から平成二十六年六月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　百五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○総務省告示第二百九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十六年度日米共同訓練（米国カリフォルニア州アンカレッジ）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年七月三日まで

三　派遣人数（概数）　百三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第二百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十六年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年七月三日まで

三　派遣人数（概数）　百九十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

○総務省告示第二百十一号

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）第五条第一項第一号の規定に基づき、小売物価統計調査の調査地域を定めたので、同条第二項の規定に基づき、小売物価統計調査の調査地域を定める件（平成二十四年総務省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝

別表栃木県の項中「足利市　栃木市」を「足利市　栃木市」に、「那須塩原市」を「那須塩原市　上三川町」に改め、同表東京都の項中「東村山市」を「小金井市」に改め、同表神奈川県の項中「川崎市」を「川崎市　相模原市」に、「藤沢市　厚木市」を「藤沢市」に改め、同表備考中「平成二十四年六月二十九日」を「平成二十六年六月十一日」に改める。

○総務省告示第二百十二号

○法務省
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年三月二十日付けで業務の用に供する設備の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十一日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　AOSignサービス

2　特定認証業務を行う者の名称　日本電子認証株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都中央区築地五丁目5番12号　浜離宮建設プラザ